

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者から法人を除外することに伴う所要の規定の整備を行うこと。（第七条の四の六、第九条の八、第九条の九の二、第九条の九の三、第九条の九の四、第九条の九の五、第九条の十一、第九条の十五関係）
- 2 公的年金等に係る所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収について、公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の変更があつた場合の取扱いについて定めること。（第四十八条の九の十四、第四十八条の九の十五関係）
- 3 上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、上場株式等に係る配当所得等の金額の計算方法を定めること。（附則第十六条の二の十一関係）
- 4 上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定めること。（附則第十八条の二関係）

5 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定口座内公社債が公社債としての価値を失ったことにより生じた損失の金額の計算方法を定めること。（附則第十八条の三関係）

6 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除について、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を有する場合の控除の順序を定めること。（附則第十八条の六関係）

二 不動産取得税

不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が不動産特定共同事業契約により取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産特定共同事業契約及び不動産の細目を定めること。（附則第七条関係）

第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の一の1の改正は平成二十八年一月一日から、第一の一の2の改正は平成二十八年十月一日

から、第一の一の3から6までの改正は平成二十九年一月一日から、第一の二の改正は不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。